

協議第 67 号

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について提出する。

平成 16 年 9 月 20 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	2 - (6)	一部事務組合等の取扱い
<p>1 美方町、村岡町及び香住町が加入している美方広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>2 美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。 ただし、新町に関わる当該組合の事務処理区域は、現行の美方町及び村岡町の区域とする。</p> <p>3 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分に係る事務）に加入する。</p> <p>4 美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（農業共済事業に関する事務、火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務）に加入する。 ただし、火葬場に関する事務については、新町の火葬場が整備されるまでの間、現行の美方町及び村岡町の区域を対象として加入することとする。</p> <p>5 介護認定審査会に関する事務については、新町単独で実施することとする。</p> <p>6 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但広域行政協議会（電算処理、法令外負担金審査に関する事務）については、合併の日までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議